

第4回子どもの権利条例検討部会 議事録

日 時：令和8年3月16日（月）午後1時30分～午後5時

場 所：江別市民会館2階21号

出席者：石塚委員、金子委員、藤野委員、鈴木委員、岡委員、齋藤委員、高橋委員

欠席者：久保田委員

事務局：金子子ども家庭部長、深見子ども家庭部次長、気境子育て支援課長、
北島子育て支援係長

その他：（オブザーバー）水口教育支援課長

傍聴者：2名

1 開会

（石塚部会長）

ただいまから、第4回子どもの権利条例検討部会を開会いたします。

議事に入る前に、本日の部会の進め方について、事務局より提案があると伺っておりますので、説明願います。

（北島係長）

議事に入る前に、本日の条例協議の視点として皆様にお伝えしたいことがあります。

前回の部会で大澤アドバイザーからお話があったように、本条例は理念法と位置付けられます。

子どもの権利に関しては、「こども基本法」や「子ども権利条約」という国の基本方針がありますので、江別市として条例を作る趣旨は、これらを踏まえたうえで江別市の方向性を示し、今後の様々な取組を進める根拠とすることにあります。

本条例は子どもの権利を守るものであり、あらゆる権利侵害が条例の対象となり得ますが、江別市として特に重点を置くべき事項や、今後の根拠として包括的な文言が盛り込まれているかが重要になります。

本日はその視点で条例案をご確認いただければ幸いです。

また、本条例案は素案、たたき台という位置付けであり、市としてこの条例案で決定したいというものではありません。

皆様のご意見を伺い、可能な限り反映させたいと思っておりますので、自由なご発言をお願いいたします。

これらを踏まえ、事務局としては、残り2回の部会で効率的に議論を進めるため、前文から第6章までを分割して協議いただくことをご提案いたします。

（石塚部会長）

ただいま、事務局からご提案がありましたが、議論を円滑に進めるため、事務局の提案のとおり、条例を分割して協議したいと思いますのですが、皆様、よろしいでしょうか。

【「異議なし」との声】

(石塚部会長)

それでは、そのように進めたいと思います。

(石塚部会長)

次に、議事に入る前に、傍聴を希望する方がいますので、傍聴を許可したいと思います。発言権は無く、傍聴のみということで入室を許可したいと思います。よろしいでしょうか。

【「異議なし」との声】

それでは、傍聴を許可いたします。
傍聴者の入室をお願いいたします。

2 議題1 (仮称) 江別市子どもの権利条例の素案について

(石塚部会長)

それでは、議事に入りたいと思います。

次第2の(1)協議事項「(仮称) 江別市子どもの権利条例の素案について」を議題とします。

はじめに、前回の部会において、救済委員会に関して、その役割が明確でないことから資料の作成を依頼したところでは、

本日、事務局から資料の提示がありましたので、説明願います。

(北島係長)

資料5について、ご説明いたします。

本資料は、前回の部会におきまして、本条例における救済委員会と既存のいじめ防止対策審議会の役割分担等が不明確であるとのことご意見をいただき、作成しております。

1ページをご覧ください。

こちらは、いじめ問題を取り扱う市の附属機関を整理したものになります。

既存の機関としては、表の2段目にある「江別市いじめ防止対策審議会」と、3段目の「江別市いじめ問題再調査委員会」が該当しております。

いじめの重大事態が発生した際には、教育委員会がいじめ防止対策審議会に調査を依頼し、その結果を受けて市長に報告いたします。

その報告結果について、再度調査が必要な場合には、いじめ問題再調査委員会に調査を依頼し、その結果を議会に報告することとなっております。

これらの附属機関は、公立の小中学校で起こったいじめの重大事態に対応するための法的根拠を持ったものでございます。

一方、表1段目の子どもの権利救済委員会は、重大事態を除く、いじめを含めた子どもの権利侵害全般について、調査等を行う機関であると考えております。

前回の素案では、いじめ問題すべてを取り扱わないように見える部分がありましたが、そのようには考えておりませんので、ご承知おきください。

続いて、2ページ目をご覧ください。

こちらは、札幌市、石狩市、北広島市の救済委員会の体制を整理した資料でございます。担当者からの聞き取りを含めた内容であることをご留意ください。

3市とも救済措置の規定が条例上にあり、救済機関が設置されております。

表の左から4番目の体制人数については、札幌市は人数が多いものの、石狩市と北広島市は3名となっており、江別市の素案と同様の人数となっております。

その右側の任期については、3市とも3年となっており、素案と同様となっております。
その右側の役割についても3市ともほぼ同様でございます。
その右側の解任規定については、3市とも設けられております。
その右側の受付方法は、救済委員会に入る前の相談員による相談受付方法を示しており、札幌市のみLINEを活用した相談受付を行ってございました。
その右側には相談員の体制や相談実績が記載されております。
札幌市では1,085件の相談があり、そのうち子どもからの相談が952件ありました。
一方、石狩市ではほとんど相談実績がなく、担当者によると、既存の相談窓口が充実しているためと考えているとのことでした。
北広島市については資料のとおり状況でございます。
最後に、一番右側にはいじめ防止対策推進法との整理が記載されております。
いずれの市も重大事態については、別の法で規定された機関があるため、救済委員会では取り扱わないこととしております。
また、北広島市では、いじめに関する相談を相談員が受け付けず、専門的な支援ができる教育委員会につなぐ体制となっております。
一方で、いじめ問題再調査委員会の委員を救済委員会が兼ねる規定があり、その段階ではいじめ問題に関与していることとなります。
続けて、3ページ目をご覧ください。
少し分かりにくくなりましたが、いじめ問題を中心とした各種相談体制を子育て支援課がイメージ化したものでございます。
資料の中央にいる子どもが相談者ですが、いじめ問題については、子どもの権利相談員のほか、教育委員会のスクールソーシャルワーカー等にも相談可能となる予定でございます。
相談を受けた各相談員等は、関係機関と連携を図りながら解決に向けて働きかけますが、重大事態と認められた場合、事案の種類や内容等によって、教育委員会からいじめ防止対策審議会に調査依頼がなされます。
この時点で子どもの権利相談員としては引き続き関わることもありますが、救済委員会の対象とはなりません。
その後の流れは先ほど説明したとおりでございます。
また、前回の部会で既存の相談窓口が多数あり重複しているように見えるのご意見がありました。
資料下部に分かる範囲で各種相談窓口を記載しておりますが、ご覧のとおり案件ごとに多くの窓口が存在しております。
それぞれに専門分野があり、単独で解決できるものもあれば、複合的な問題である場合もありますので、各機関が連携して対応することが重要となります。
子どもの権利相談員には、まさにそのような役割を期待しており、権利侵害に対して教育委員会を含めた関係機関とともに解決を図ることを想定しております。
説明は以上でございます。

(石塚部会長)

事務局から説明がありましたが、委員の皆様から質問などがございましたら、お願いします。

(岡委員)

近隣市における救済機関の整理にあるような相談の受付方法について、江別市ではどのような受付方法を検討されているのでしょうか。

私は、札幌市のようにLINEで相談を受け付ける仕組みがある方がよいのではないかと考えております。

人口規模の違いはありますが、そのような取組の結果、相談件数も多いのではないかと考えます。

また、受付時間についても、江別市においては平日の学校に行っている時間帯だけでなく、夜の時間帯なども少し拡大できれば、相談しやすくなるのではないかと考えます。

(北島係長)

現在の条例素案では、子どもが相談しやすい窓口を整備することとしており、具体的な受付方法については今後検討してまいりたいと考えております。

いただいたご意見も踏まえ、どのような体制が相談しやすいかを検討し、実施していきたいと考えております。

相談受付体制について各自治体に確認したところ、非常勤職員を任用しており、その方が相談対応をしているため、時間外の対応は難しいとのことでした。

江別市としてどのような体制をとることができるかについては、今後検討してまいります。

(鈴木委員)

前回の会議において、私から要望させていただいた件について、ご対応いただきありがとうございます。

そこで質問ですが、まず救済機関の1ページ目にあります救済機関では、いじめについても扱いますが、重大なものについては、いじめ防止対策審議会の案件になるとのことですが、その線引きはどのようにされるのでしょうか。

また、3ページ目の子どもの権利相談員について、素案では第20条で定めておりますが、この権利相談員とはどのような方になるのか、定義がないように思います。

職員の方が担当されるのか、公募されるのか、あるいは専門の方を置くのか、そのあたりを具体的に示したほうがよろしいのではないかと考えます。

相談員に多数の相談が寄せられる場合、どのような方が窓口として対応されるのかを明確にすべきだと考えます。

札幌市では相談員が7人、石狩市と北広島市では1人など様々と記載されていますが、江別市では何人を想定しているのか、またどのような方になるのか、今すぐに必要ということではありませんが、今後定める必要があるのではないかと考えております。

(北島係長)

初めに、重大事態につきましては、1ページ目の表の真ん中右に定義がございます。

記載された事項に該当した場合には重大事態として扱われ、救済委員会での対応は行わなくなります。

そのような連携が必要となりますので、相談の入口が教育委員会ではなく子どもの権利相談員の場合であっても、教育委員会を含めた関係者と連携を図っていくことを想定しております。

次に、子どもの権利相談員の体制については、具体的には決まっておりますが、他市と同様に会計年度任用職員といった非常勤職員を想定しております。

相談員には福祉に精通した方が望ましいと考えておりますが、その要件については、条文中に規定すべきかどうか、他市の事例なども参考にしながら検討してまいりたいと思っております。

ご希望であれば、さらに詳しい説明資料の作成も承りますので、お気軽にお知らせください。

(石塚部会長)

救済委員会の具体的な内容につきましては、この後、第5章の議論でも取り上げられますので、その中で改めてご検討いただければと存じます。

それ以外に、この資料の説明部分についてご意見等がなければ、本件を終了とさせていただきます。

(石塚部会長)

それでは、ここからは、条例を分割して協議を行いたいと思います。

はじめに、「前文」について、事務局より説明願います。

『前文』について

(北島係長)

説明に入る前に、配付しております資料についてご説明いたします。

資料1は、前回の部会にて皆様からいただいたご意見をまとめたものです。

今回配付いたしました修正素案は、基本的にこれらのご意見を踏まえたものとなっております。

資料2は、前回ご提示した素案との変更点および修正の方向性を示した資料です。

赤字で示している箇所が修正箇所、1ページと2ページは条文の修正部分、3ページと4ページは解説文の修正部分となっております。

資料3は条例の素案で、修正箇所を赤字で示しております。

資料4は条例の解説で、こちらも修正箇所を赤字で示しております。

説明にあたっては、資料3と資料4を中心に進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、前文についてご説明いたします。

資料3の1ページ、資料4の2ページをご覧ください。

前文については、下から2段落目以降を修正しております。

修正の趣旨は、前回の部会で大澤アドバイザーより、「子どもをまちづくりの一員として捉えるかどうかで条例の方向性が大きく異なる」というご意見をいただいたことによるものです。

今回、子どもをまちづくりのパートナーとして位置付けるとともに、文言も修正し、前向きな表現に改めました。

変更点の詳細につきましては、資料2のNo.1をご参照ください。

また、これに伴い解説文にも追記を行っております。

(石塚部会長)

事務局から説明がありましたが、委員の皆様から質問などがございましたら、お願いします。

(齋藤委員)

他市の条例などを見ると、目次のある自治体とない自治体があり、目次があると、第2章にある「子どもの権利」としてどのようなものがあるのかなど探しやすいので、分かりやすくして良いかと思えます。

(北島係長)

江別市の条例として、目次を付けられるか確認の上、対応したいと思います。

(石塚部会長)

他にはいかがでしょうか。問題ありませんでしょうか。

それでは、大澤アドバイザーから何かご意見はございますか。

(大澤アドバイザー)

特にありません。

(石塚部会長)

ないようであれば、本件を終わりにいたします。

『第1章(総則)』について

(石塚部会長)

次に、「第1章」について、事務局より説明願います。

(北島係長)

第1章の変更点について、ご説明いたします。

資料3の2ページ、資料4の4ページをご覧ください。

第1章については、第3条の基本理念に新たに第4項を追記いたしました。

4項は、大澤アドバイザーのご意見や、先日議会に報告した際に市議から「共生の考え方を条例に位置付けること」についてのご意見をいただいたことを受け、取り入れたものです。

資料4の4ページに記載のとおり、共生社会の形成は、子どもが自分らしく健やかに成長するうえで基本となると考えられるため、基本理念として位置付けました。

条文としては、「市、子ども、保護者、市民及び子ども関係施設等、子どもに関わる全ての者は、性別、年齢、国籍、文化の違い、障がいの有無その他の個性や違いを理解し、尊重し合うものとする。」としております。

説明は以上となります。

(石塚部会長)

事務局から説明がありましたが、委員の皆様から質問などがございましたら、お願いします。

(藤野委員)

新たに加えていただいた基本理念の第4項について、意見をお伝えします。

共生の考え方について、加えていただき、大変良かったと思いますが、もう少し具体的な文言を入れたほうがよい点があるかと思えます。

北海道という地域性を踏まえ、先住民族であるアイヌ民族への差別の問題や、外国にルーツを持つ子どもが北海道でも増えていることなどを考慮し、例えば「性別、年齢、国籍、『民族的出自』、『言語』、『宗教』、『文化的背景』、障がいの有無その他の個性や違い」という表現に変更するのはいかがかと思えます。

(北島係長)

いただいたご意見の方向で修正したいと思えます。

(齋藤委員)

今の条文について、「国籍」の順序ですが、ユニセフのホームページや子どもの権利などでは、先頭に来ているので、揃えた方がよいのではないかと思います。

(石塚部会長)

順番について、市としてベースとなった資料などがあったりしますか。

(北島係長)

市の「平和都市宣言」や「総合計画」などの文言から引用しており、それにならった順番としておりますが、そこにこだわっているわけではありませんので、ご意見を踏まえて検討したいと考えております。

(岡委員)

資料4の4ページ目の「『子ども関係施設』は、」の部分についてですが、私たちのように子育て支援を行っている団体などの「親子ひろば」も含めていただくとありがたいと考えております。

(北島係長)

条例の中に明記できるかは明言できませんが、何かしらの形で文言を含める方向で検討したいと考えております。

(齋藤委員)

「子ども関係施設」の表現ですが、他市の条例に倣い「育ち・学ぶ施設」に変えた方がよいと思います。

児童福祉法に規定する施設や学校教育法に規定する施設など全てを含むことになるからです。

また、第3条の基本理念第1項にある四つの原則についてですが、委員には分かりますが、江別市が定める子どもの権利の前いきなり出てくるため、知らない人にも分かるよう、条例の中に「ユニセフの」と付け加えた方がよいと思います。

さらに、それぞれの(1)から(4)の柱に、「最善の利益」や「生命の成長の保障」など、分かりにくい用語に対し、子どもの権利条約の考え方に基づいた説明、例えば、差別の禁止(差別のないこと)、子どもの最善の利益(子どもにとって最もよいこと)、生命、生存及び発達に対する権利(命を守られ成長できること)、子どもの意見の尊重(子どもが意味のある参加ができること)などのように、括弧書きで説明を加えるなどすると分かりやすくして良いのではないかと思います。

解説文に書くよりもできれば条文に書かれた方がよいのではないかと思います。

(高橋委員)

私も、子どもが見ても一目で理解できる言葉であることが重要だと考えております。

括弧書きであっても、どのような形であっても、分かりやすい表現を用いることが望ましいと思います。

(鈴木委員)

基本理念の第3条第2項では「子どもの多様性を認め合い」と記されておりますが、4項で新たに追加された性別以下の具体的な項目は、この「多様性」にすべて含まれるのではないかと考えております。

そのため、第2項と第4項で同様のことを繰り返しているように感じられます。

また、「理解する」ということと「認め合う」ということの違いも分かりにくいいため、一

つにまとめたほうがよいのではないかと思います。

「多様性」という言葉は、性別や年齢、先ほどご指摘いただいた民族的出自や障がいの有無など、あらゆる要素を包括して表現しているものと理解しております。

ただし、専門的な見解をお持ちの先生方もおられますので、その点についてご教示いただければと存じます。

(齋藤委員)

第2項と第4項を一緒にするという趣旨でしょうか。

第2項については、第4項と違って、協働して取り組むという規定ではないかなと思います。

(鈴木委員)

第2項は協働して取り組むことを規定していて、第4項は尊重することを規定していますが、「多様性」の説明の部分は被っているため、そこはまとめられるのではないかとということです。

(金子副部長)

第2項と第4項では目的が違うということではないかと思います。

また、第2項と第4項の順番が逆の方がよいのではないかと思います。

(藤野委員)

第2項と第4項の順番については、第4項が先の方が私も良いのではないかと思います。

「多様性」ということについては、性別も実は「多様性」があり、性別から障がいの部分含めて全てが「多様性」に入ると思います。

では、「多様性」という言葉でいいのかという点については、私はそうは思わなくて、具体的に書いてあるからこそ、これは差別に当たるのではないかとか、こういう取組が必要ではないか、という議論に繋がっていくものと思います。

「多様性」という概念は少し曖昧で包括的な言葉であるため、ここに関しては具体的に記載しておく方がよいと思います。

そのため、第4項を第2項よりも前に持ってきて、「尊重し合う」ということを掲げ、その上で多様な子どもの権利を支えるためのまちづくりに取り組むという順序の方が、すっきりと読めるのではないかと考えております。

第1項についてですが、これはユニセフのものを引用しておりますが、ユニセフの内容をここに持ってくる必要があるのかという点も少し感じております。

むしろ、権利にはこういうものがあるという説明は第2章でユニセフのものをベースとして記載しておりますので、第1章の総則としての基本理念は、江別市全体としてこの条例をどのような理念で作っているのかを示す部分かなと思います。

そのため、必ずしもユニセフどおりの(1)から(4)という言葉をつけなくてもいいのかなと思いました。

ただし、エッセンスは入れた方がよいと思います。

多様性の尊重ということがまずあり、子どもの権利を地域全体で守り支えるということがあり、そして、子どもに対する差別というものは許さないということがあります。

また、現在の原案には記載がありませんが、例えば子どもの意見を尊重することについては、第2項や第3項の「まちづくりの実現に取り組む施策」の部分で、子どもの意見を取り入れ、聴くことを保障するといった内容を盛り込むなど、まちづくりの文脈の中で(1)か

ら（４）までの内容を落とし込んでいく方法もあるのではないかと考えております。

（齋藤委員）

第３条第３項は、子ども・子育て支援策を総合的かつ着実に推進するという事で分かりづらいため、ここに、「子どもの参加の促進」、「多様な居場所づくり」、「孤立させない体制整備」などを言葉として入れた方が、後の市の責務というか役割に繋がっていくと思うので、この部分に落とし込むのがよいと思いました。

（金子副部長）

先ほどの第２項と第４項の「多様性」や性別年齢以下のところになりますが、この文言は他の部分にも出てきます。

毎回これを書くのは大変なので、これは書き方の提案となりますが、性別以降の説明の最後に括弧書きで「以下、何々という。」などでまとめるという方法もあるのかなと思います。

（藤野委員）

第１章に限らず、どの人が読んでも、子どもが読んでも分かりやすい条例を目指す際に、まず前文は「です・ます」調となっていますが、条文部分は「である」調で、いかにも条例という体裁となっております。

しかし、札幌市の条例などでは、条文も「です・ます」調で記されている例もあります。

そのため、「です・ます」調で文体を統一すると、子どもたちには語りかけられているように感じられるのではないかと思います。

このような文体の使い分けや統一については、今後の検討課題として重要であると考えております。

また、条例の内容については、しっかりと取り組むべき事項が多い一方で、難しい言葉を意味を損なわない範囲でより優しい言葉に変換できる部分については、積極的に行っていたけるとよいと考えております。

（北島係長）

市の条例には一定のルールがあるかと思しますので、まずは担当部署に確認のうえで検討させていただきます。

ご意見を踏まえ、より分かりやすい条例作りに努めてまいります。

（金子部長）

市のルール上、「である」調でなければならないという決まりはございませんので、この部会において「です・ます」調の方がよいというご意見があれば、その方向で作成してまいりますので、それらも含めてご協議いただければと思います。

（金子副部長）

子どもにも分かりやすいという観点で、こうした条例にフリガナが振られるものなのでしょうか。

（北島係長）

そのような条例を見たことがないということと、条例は条例として作成し、子どもたちが目にするのは条例そのものではないと思います。

この条例を作った後に、パンフレットなどを作りたいと考えており、分かりやすいものにしていくことを想定しております。

その際には、委員の皆様から色々いただいた意見を踏まえたものになるよう努めたいと

思います。

(石塚部会長)

他にご意見やご質問はございますでしょうか。
なければ本件を終わりにいたします。

『第2章（子どもの権利）』について

(石塚部会長)

次に、「第2章」について、事務局より説明願います。

(北島係長)

第2章の変更点について、ご説明いたします。

資料3の2ページ、資料4の5ページをご覧ください。

第2章では、第5条と第6条を修正しております。

まず、第5条の(2)については、前回の部会において藤野委員より、アンケート調査の高校生からの自由意見を踏まえ、「大切に育ててもらえること」から「大切に育てられること」に変更した方がよいのではないか、とのご意見を頂戴し、それを反映して修正しております。

次に(6)プライバシーが保護されることについては、前回お示しした素案では第6条の「守り、守られる権利」の中に含めておりましたが、大澤アドバイザーから、「プライバシーの保護は自己表現に関わるものであり、自分らしく成長する権利に該当し得る」というご意見をいただきましたので、これを踏まえ、第5条に移動しております。

第6条については、プライバシーの保護が第5条に移ったことで、やや内容が寂しくなったため、意見交換会の結果を踏まえ、「必要な情報や知識を得ること」と「子どもであることを理由に不当な扱いを受けないこと」の二点を追加しております。

説明は以上となります。

(石塚部会長)

事務局から説明がありましたが、委員の皆様から質問などがございましたら、お願いします。

(齋藤委員)

「自分らしく成長する権利」の中に、「プライバシーが保護されること」を含めるという説明でした。

子どもの権利を整理し、自分なりに考えた際に、「安心して生きる権利」と「育つ権利」を一つにまとめ、現在「自分らしく成長する権利」の中にある「学び、遊び、休息すること」の部分を分割して、「休む権利」と「遊ぶ権利」を一つの権利とし、別に「学ぶ権利」を掲げた方がよいと考えます。

子どもにとって、まず「それが権利である」ということを初めて知る内容だと思いますが、文章の中に埋もれてしまうと、大切さが十分に伝わらないのではないかと感じます。

したがって、「自分らしく成長する権利」からこれらを外し、「安心して生きる権利・育つ権利」として、プライバシーの保護の内容もここに含めるのがよいのではないかと思います。

「休む権利」と「遊ぶ権利」をまとめ、「学ぶ権利」も別の権利として明確にするというイメージです。

これは、「教育を受ける権利」や、自分の成長に役立つ情報を手に入れるということは、権利条約の「学ぶ権利」に入っていますので、一つの権利としてよいかと思えます。

川崎市の条例や子どもの権利条約にあるように、子どもにとって一つひとつ「休む権利」「遊ぶ権利」「学ぶ権利」が権利なんだということが分かるように、文章の中ではなくて、項目として残したいなと思いました。

「休む権利・遊ぶ権利」は、休息や遊び、文化芸術活動への参加の権利として権利条約第31条に規定されています。

また、「学ぶ権利」は条約の第17条、第27条、第28条に定められています。

こうした内容を踏まえ、江別の条例でも同様の形で位置付けることが望ましいと思えます。

(石塚部会長)

大澤先生、いかがでしょうか。

(大澤アドバイザー)

「学び」や「休息」が一緒になっているということで、確かにこれを分ける自治体もあるかと思えます。

(藤野委員)

第4条の安心して生きる権利の(1)にある「命が守られ、平和で」という表現についてですが、これは国全体の平和を連想させるため、少し広すぎる印象を受けます。

この(1)はもちろん重要ですが、それとは別に、いじめや虐待、体罰などを受けることなく安心して日々を過ごせることも明記した方がよいのではないかと考えます。

そうすると、いじめや体罰、虐待が起こらない地域づくりを進める必要があるという趣旨につながるため、これを(4)や(5)などの項目で追加していただくとよいかと思えます。

この点は第6条の(1)に記載がありますが、通常「守り、守られる」とされる部分に含めるか、私は「安心して生きる」という観点で第4条の方に入れるほうが適切ではないかと考えております。

(北島係長)

齋藤委員のご意見については、現在四つの項目としておりますが、この部会のご意見を踏まえ、より良い形があれば検討したいと考えております。

また、藤野委員からのご意見につきましては、確かに第4条に係る内容であるため、別に規定をしたいと思います。

第6条の(1)については、これが一般的な内容かどうかはお答えできかねますが、第4条に含めるべきとのご意見があれば、そちらへ移すことも検討いたします。

(藤野委員)

第4条に入れるべきかどうかについては、私も専門的な知識が十分あるわけではありませんが、第4条の(4)「差別を受けることのない権利」も権利侵害の一つと理解しております。

いじめや虐待、体罰などを受けることも権利侵害にあたるため、それらが第4条と第6条に分かれていると、内容があちこちに分散してしまい、分かりにくく感じる恐れがあります。

一方で、第6条の(1)を第4条に入れてしまうと、第6条の(2)にある「救済を求める権利」との関連性が分離されてしまうため、どのような形が最も適切か悩ましいところで

あると思います。

今後の議論で、この点をどう整理していくかを皆様とともに検討していければと考えております。

(金子副部会長)

第4条と第6条のどちらに入れるべきか悩ましいのは、第6条の方では「保護されること」と記載されており、これは問題が発生した場合に守られることを示しています。

一方で、第4条の「安心して生きる権利」は、そもそもいじめや虐待などを受けない状態を保障することを意味しており、両者は目的が異なると考えられます。

つまり、第4条には「こうした権利侵害を受けないで済むこと」、第6条には「仮に問題が発生した際にも守られること」が記されているため、どちらに含めるかは慎重に判断する必要があると思います。

この点については、事務局で案を作成して次回提示しても、再度別の意見が出る可能性が高いため、現段階で部会の皆様でじっくり意見を出し合い、どちらに入れるのが適切かを決めておくのが望ましいのではないかと考えます。

この場でもう少し意見出し合うのがよいと思いますがいかがでしょうか。

(大澤アドバイザー)

例えば、虐待や体罰を受けない権利については、「安心して生きる権利」の中に記されている場合もあれば、「守り、守られる権利」の中に含まれる場合もあり、どちらが正解というものはありません。

また、プライバシーの保護についても、「自分らしく成長する権利」に位置づけることもあれば、「参加する権利」に含めることもあります。

このように、権利の分類は一概に決まっているわけではなく、江別市の子どもたちの状況やニーズを踏まえて、どのように条例に反映させるかを議論し、実現に向けて進めていくことが江別市としての最適な答えになると考えております。

(高橋委員)

第5条の(2)にある「大切に育てられること」は、必要なことだと思っています。

ただ、その前に、「家族と一緒にいることができ」とありますが、家族と一緒にいない場合の方がよい場合もあるのではないかとということもあり、この文言をどうにかならないのかなと思いました。

家族と一緒にいること、そのものがよいことだと頭から思っているように感じました。

家族は多様であり、多くの場合は子どもを大切に思っていますが、中にはそうでない場合もあることを考慮すると、この表現を見直すことは重要だと思います。

(齋藤委員)

同じ意見ですが、家という概念が共通認識としてあるよねという強いメッセージのように感じられますので、大切に育てられることは、「安心して生きる権利・育つ権利」として入れてはどうかと思います。

そのため、「自分らしく成長する権利」という項目自体をもう一度見直し、内容を振り分けて整理してみるのがよいと思います。

例えば、(3)の「希望が尊重される」項目は「守られる権利」に含めることも可能ですし、(5)の「多様な人や考え方と出会う」という項目は「参加する権利」に位置づけられることも考えられます。

こうした振り分け作業を行いながら、より整理された形で条例に反映していくことが望ま

しいと思います。

(藤野委員)

第5条の(2)の前半部分に関しては、先ほど出ました意見と同じ意見です。

その上でですが、大切に育てられることというのを残すとしたら、「家族と一緒にいることができ、」という部分を変えて、例えば「個性や違いを認められて」とか「尊重されて」などの文言を入れるというのはどうでしょうか。

自分らしく成長する権利を考えたとき、例えば、第1章の第3条第4項にあるような、少数派というかマイノリティーの子どもたちが、強制されて画一的な姿にならないという圧力に押しつぶされることなく、自分らしく育つことができる原則を第5条で明確に謳うことが重要だと考えます。

そのため「個性」または「他との違い」を尊重されなどと入れると、第1章の第4項とも響き合う形で権利を規定できるかと思いました。

(北島係長)

いただいた意見の方向性で検討したいと思います。

第5条(2)については、夏祭りの際に、子どもたちにシール貼りをしてもらったときに、一番シールの多かったのが「家族と一緒にいられる」という項目であったことから、それを反映させたものです。

子どもの権利条約を参考に四つの権利に分けておりますが、細かく分割した方が分かりやすいのではないかとのご意見なども踏まえて考えてみたいと思います。

(金子副部会長)

全体を見直し、各項目をどこに配置するかを再検討する場合は、一つの案だけでなく、複数の案としてご提案させていただく方が比較しやすく、より良い方向性を見出しやすいかと思います。

(気境課長)

次回案の作成にあたり、まったくの下地がない状態ですと手探りの作業となってしまいますので、委員の皆様から「こうした方がよいのではないか」というご意見を一定の期日までにいただく形をとりたいと考えております。

いただいたご意見を踏まえて複数案を作成いたしますと、「こうした意見を踏まえてこの案となりました」という根拠にもなり、説明もしやすくなります。

会議終了後に改めて期日を設定し、意見集約のための様式を送付いたしますので、皆様のイメージやご希望をお伺いできればと思います。

(齋藤委員)

その方向でお願いできればと思います。

それと、権利の名前を変えてほしいというところで、「守り、守られる権利」の前に「自分を」と加えると、子どもにとっても分かりやすいと思いました。

また、「意見や考えを表明する権利・参加する権利」というように、2つの権利名に分けてほしいと思います。

それと、少し細かいですが、7条(2)のところに、子どもの年齢と感熟度という言葉が入っているとよいと思います。

(3)のところでは、まちづくりのパートナーと設定しているので、そういった文言が入っていると整合性がとれると思います。

それと、これは皆さんのご意見も伺いたいのですが、第8条の「子どもの相互の権利尊

重」は、権利の義務の話になってしまっているのです、子どもの権利の中にこれが入るのは、少しどうなのかなと思いました。

(藤野委員)

第8条についてですが、仮に条文として入れる場合でも、第2章には適していないと考えます。

また、第8条とは別件ですが、まちづくりへの参加に関するご意見があり、重要だと思いました。

ただし、第2章は子どもの権利を規定する部分なので、まちづくりへの参加については、第3章以降において、江別市として子どもの参加する権利を保障するための具体的な施策として新たに条文を設ける方法も考えられます。

併せて、第6条(1)の品位を傷つけるところの「品位」ですが、「尊厳」ということなのでしょうかと、思ったのと、あと(3)は、何にとって必要な情報なのか分かりづらいため、これは文脈からいくと、「自分を守るために」必要な情報ということなのでしょうかと。

(北島係長)

第6条の部分はご推察のとおりです。

(藤野委員)

それであれば、第6条(3)は、「自分を守るために」などを加えるといいと思います。

(北島係長)

そのように進めてまいります。

また、第8条を規定するにあたり、どこに入れるべきかについては事務局としても悩んだところでした。

市としては第2章に入れることが適当と考えていましたが、必ずしもここでなくてもよいと思います。

第8条については、内部検討の際に、権利侵害は大人からだけでなく子ども同士でも生じることがあり、権利の尊重についても明記すべきとの意見があったことから、条文に入れることといたしました。

(齋藤委員)

子どもの権利を考える中で、川崎市の条例などにあるような「個別の必要に応じて支援を受ける権利」というのがあるのいいなと思いました。

多様性もそうですけれど、障がいを持つ子どもにとって、その子の立場に立った支援が受けられるということを入れたいと思っています。

後日、皆さんが個人的に思っている部分を事務局に伝えるということですので、私の意見を残すため発言してたいと思います。

(大澤アドバイザー)

権利を個別に分けていくことは非常に難しい課題だと思います。

他市町村の事例を見ると、大きく3つの分類パターンが考えられます。

一つ目は、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利、というかなり初期の四つに分けるパターンです。

二つ目は、「守られる権利」が子どもの権利としては古く、当たり前の権利であるため、その部分を組み替え、札幌市のように守られる権利を他の権利の中に含め、新たに別の権利

を設けるパターンです。

三つ目は、川崎市の条例や武蔵野市の条例のようにさらに細分化したパターンです。

多数ある権利を、どのパターンに位置づけるかを考える必要があると思います。

また、どのパターンが江別市にとって最も適しているかについても、皆様のご意見を事務局へお伝えいただくことで整理しやすくなると思います。

なお、第8条に関してですが、子どもの権利に対しての「対」になるのは大人の権利であり、「他者の権利」とは異なります。

ここで重要なのは、他の子どもの権利を尊重することですが、ただ「尊重しなければならない」という義務として捉えるのではなく、「理解していく」ことが非常に大切だと考えます。

そのため、第8条は、他の子どもの権利を学び、理解を深めていくことが大事だと分かるような文言にすることが望ましいのではないかと思います。

(石塚部会長)

それでは、ここの部分については、委員の皆様から後ほどご意見をいただくということをお願いしたいと思います。

他にはいかがでしょうか。

なければ本件を終わりにいたします。

『第3章（市の責務並びに保護者、市民、子ども関係施設の役割）』について

(石塚部会長)

次に、「第3章」について、事務局より説明願います。

(北島係長)

第3章の変更点について、ご説明いたします。

資料3の3ページ、資料4の8ページをご覧ください。

第2章については、第10条の解説及び第12条を変更しております。

第10条の解説および第12条第1項については、前回の部会において藤野委員よりご意見を頂戴し、それに基づき修正を行いました。

また、第12条第6項に「子ども関係施設およびその関係者は、子どもがいじめを受けることなく安心できる環境を整え、市と連携していじめの防止に努めるものとする」という条文を新たに加えました。

いじめは子どもの権利侵害に含まれるものと考えておりますが、前回の部会でいじめに関するご意見をいただいたため、明確に条文で示すことといたしました。

説明は以上となります。

(石塚部会長)

事務局から説明がありましたが、委員の皆様から質問などがございましたら、お願いします。

(藤野委員)

市の責務、保護者の責務、市民の役割、関係施設の役割の中で、「いじめを受けることなく安心できる環境を整え」ることが記されていますが、第2章の守り守られる権利の部分では虐待や体罰について記載されています。

第3章ではいじめの防止について明記されていますが、体罰や虐待をしないということ

も、責務として当然のことではありますが、文章として明確に書き込んでおいた方がよいのではないかと考えます。

(齋藤委員)

保護者の役割と施設の役割にもしっかりと、虐待、体罰等の禁止というのがそれぞれにあるといいと思いました。

それと、市の責務並びにそれぞれの役割という章について、例えば、他の自治体、石狩市とかの場合、子どもの権利を保障するための責務であったり、川崎市であったら、家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利の保障、みたいになっているのですけども、そういうふうに「権利の保障」という言葉の使い方で、「権利の保障のための」役割とした方がよいと思います。

(高橋委員)

全体を見て感じたことですが、子どもたちが自分の権利をどのようにして知っていくのかという点が気になりました。

私の学童では、年に1回子どもの権利について教えていますが、具体的にどのような形で教育や子育てに関係する機関が子どもたちに伝えていくのか、なんとなくでもイメージがあれば教えていただければと思います。

(北島係長)

初めに、藤野委員、齋藤委員からのご意見につきましては、事務局で検討したいと考えております。

次に、高橋委員からのご質問に関しましては、まだ十分な検討には至っておりませんが、イメージとしては、子どもたちには、学校の中で教えることが重要であると考えております。

前回部会で報告した今年度実施のアンケート調査結果などでは、子どもの権利について学校で知ったという回答などもありました。

市としましては、この条例の制定を機にさらに考えていく必要があるものと思っております。

教える人が誰なのかという部分では、市も学校も含め、さまざまな場所や機会を通じて子どもの権利を周知していくことが重要だと考えております。

(金子副部長)

それはこの条文の中には書かれないのでしょうか。

市の責務になるのか、どの課の役割になるのか、考えなければならないと思います。

(北島係長)

条例では、第15条の中に広報活動ということで定めているところです。

(藤野委員)

さきほどの齋藤委員のご意見について確認させていただきたいのですが、現在第3章は市の責務と役割に関して条文が構成されていますが、その構成を権利ベースで見直してみてもどうか、というご提案でしょうか。

(齋藤委員)

正直なところ、そこまで全体的な像というものははっきりとは考えていませんでしたが、権利ベースというよりは、市の責務とか役割を考えて、と思っていました。

また、子育てをしている立場から見ると、子ども関係施設の役割が弱いと感じておりま

す。もう少し踏み込んだ内容で記載してほしいと思います。

他の自治体の権利条例を見ると、育ち・学ぶ役割の部分で、子どもの権利を守るための研修を行っている例があり、例えば札幌市では職員に対して子どもの権利が遵守されるよう研修を実施すると明記されていますし、開かれた施設の実現を目指す旨も記述されています。

江別市の案では市への協力といった抽象的な表現が多く、条例が制定されたとしても、すぐに具体的にどのようなことをすればよいのかイメージしづらいのではないかと思います。

そこで、いじめや虐待、体罰の禁止のほかに、研修の実施や開かれた施設の実現といった内容も含めるとよいのではないかと思います。

(藤野委員)

具体的な内容を盛り込むことに関しては、私も賛成です。

札幌市の条例を読みました。例えば「市や市民は子どもの居場所づくりに努めるものとする」といった記述や、「広報については子どもが分かるような情報発信を行う」など、どのようなことに努めなければならないのかがイメージしやすい形で書かれていました。

このことを踏まえると、第2章の権利ごとに役割を書く必要は必ずしもないと思いますが、例えば「意思表明の権利」や「参加の権利」に関連して、施設は子どもの意見をできるだけ反映させるよう努めなければならない、また市は今回のワークショップのように様々な子どもの意見を聴く機会を設けなければならない、といったことを、それぞれの役割として明記すると、参加する権利や意思表明の権利が単なる抽象的な文言にとどまらず、江別市民の皆さんが「こんなことができるんだ」「こんなことをやったらいいんだ」とイメージしやすくなるのではないかと思います。

(気境課長)

冒頭でもご説明させていただいた通り、この条例案は「これでいかせてください」という最終案ではなく、あくまでもたたき台として考えております。

第3回の部会のときも大澤アドバイザーからミニマムな条例案となっており、ご解説いただきましたとおり、ここでの委員の皆様からのご意見を踏まえた案を作成し、その上で案通り実現可能かどうか、さらに議論が必要になると考えております。

そのため、「こうした方がよいのではないか」というご意見はできるだけ多くいただき、次回はそれを反映した案づくりを行い、さらにご意見をいただきたいと考えております。

まずは多くのご意見をいただき、その後、市として実現可能かどうかの議論を改めてお願いできればと思います。

(齋藤委員)

例えば様々な学習場所や児童館などで、「誰と来たのか」「いつ来たのか」「男女の別」などの情報が収集されることがありますが、これらを過剰に取り扱わないよう努めることを条文に盛り込むか、あるいは制度として学校と情報を共有しないといった方針を明確にすることが重要です。

そういった配慮があってこそ、みんなが気軽に通いたくなる居場所が作られると思います。

気軽に利用できる場所であればあるほど、個人情報や過剰に収集しないという考え方を持つことが必要ではないかと思います。

条例を作る際に、このような概念を残しておいてほしいと考えております。

(藤野委員)

第3章の構成について、皆様から様々なご意見を伺いながら考えましたが、市の責務、保護者の役割、市民の役割、子ども関係施設の役割という区分けはベースとして適切であると思います。

その区分は維持しつつ、条ごとに記載されている内容をより充実させていく際に、例えば市の責務である第9条第1項、第2項に書かれている事項に加え、第2章の子どもの権利を改めて眺めた際に、市としてさらに記載すべきことがないかという視点で内容を加えていくことが考えられます。

同様に、保護者の役割の第10条についても基本的な内容は書かれていますが、第2章を参考に虐待や体罰の禁止などを書くべき箇所が見えてくるのではないかと考えます。

このように、市、保護者、市民、関係施設それぞれの役割について、第2章を踏まえて具体的に加えられる内容を充実させた上で、個別の役割に落とし込めない全体的な事項については、別途項目を設ける形にすれば、現行の構成を活かしつつより豊かで具体的な条例案が作りやすくなると思います。

(齋藤委員)

市の責務を考えた際に、大きく3つの柱があると考えています。

それは、「権利の保障に関する施策」、「子どもの参加・意見表明」、「居場所づくり」の3点です。

これらの項目を加えることで、市の責務がより分かりやすくなるのではないかと思います。

(藤野委員)

市の役割、保護者の責務、それぞれについて、第2章の権利をもう1度見直してみて、市の役割のところにこれを加えた方がいいとか、保護者の責務のところにこれを加えた方がいいというようにしてもらえたらいいかなと思います。

それで、これは市だ、これは保護者だと分けられないものももちろんあるわけで、居場所だったり、参加表明だったり、というところはそのものとして書いて、それでどんなことが必要かいうことを書いたほうがインパクトもあるし、分かりやすいと思います。

(金子副部長)

ボランティア活動がどこにもあてはまらないため、そうした活動団体などもあてはまるようになっているとよいかと思います。

(北島係長)

皆様の意見をお聞きしながら再度考えたいと思いますが、冒頭で申しましたとおり、条例の中に具体的な取組を書くことは想定しておらず、包括的な表現にしたいと考えております。

居場所のお話もありましたが、それは第16条の中に含むものと考えております。

居場所づくりは市の責務として取り組んでまいりますが、ここに書き込んでいくべきかどうかは再度考えさせていただきたいと思います。

(石塚部長)

他にはいかがでしょうか。

なければ本件を終わりにいたします。

『第4章（子どもの権利の保障に関する施策等）』について

（石塚部会長）

次に、「第4章」について、事務局より説明願います。

（北島係長）

第4章の変更点について、ご説明いたします。

資料3の4ページ、資料4の9ページをご覧ください。

第4章では、第14条の修正および第16条の追加を行っております。

まず第14条ですが、前文において、子どもを大人と一緒にまちづくりを担うパートナーとして位置付けたことから、その方向性を条文の中に位置付けました。

子どもの声を聴き、それをまちづくりに反映することは、子どもにとって住みやすいまちとなるだけでなく、自己肯定感の向上や郷土愛の醸成にもつながると考えております。

こうした考えを条文に盛り込み、第14条に「大人とともにまちづくりを担う」という文言を追記しました。

次に、第16条ですが、藤野委員や大澤アドバイザーから、子どもの居場所に関することや今後の施策実施に向けた包括的な文言整備についてご意見をいただいたことを踏まえ、新たに追加しました。

「多様な個性を育むための環境整備」という見出しのもと、「市は、すべての子どもが、その置かれている状況にかかわらず、一人の人間として尊重され、心身を休め、かつ社会とのつながりを実感できる環境整備その他必要な措置を講ずるものとする」という条文といたしました。解説文にもあるとおり、環境整備とはハード面のみならずソフト面も含むものであり、ワークショップ等でいただいたご意見を参考にしながら形づくっております。

説明は以上となります。

（石塚部会長）

事務局から説明がありましたが、委員の皆様から質問などがございましたら、お願いします。

（金子副部会長）

第16条のところ、最初に「市は」と書いてありますが、先ほどの話で、居場所づくりの話があったかと思いますが、これが居場所づくりと読みとれるということで、市が取り組むということでしょうか。

（北島係長）

居場所づくりと限定しているわけではございません。

第4章については、市の取り組みとして記載しておりますので、第16条については、「市は」としております。

（大澤アドバイザー）

第4章のところですが、子どもの権利の条例を作るときに、具体的な手法として大事なものが実は2つあります。

まず、「オンブズマン制度」ですが、これについては第5章で出てきております。

もう一つの大事なものは、「子どもアドボカシー」です。

こちらは出てきていないので、位置づけることが必要だということになれば、これを第4章に加えておくことがよいのではないかと思います。

第14条第2項などに、子どもアドボカシーを入れるかどうか議論になるかと思いま

す。

(齋藤委員)

アドボカシーの中に入るかどうか分かりませんが、子どもの参加と意見表明のところで、子ども会議、子ども議員や、権利の日、権利月間など設けているところや、石狩市、北広島市、札幌市などでは、権利条例を制定している自治体同士で連携をして「3まちこども事業」というものを行っているようですので、その中に入れるような仕掛けづくりをしてほしいと思います。

何かこの中に、具体的な施策は書かないつもりということですが、意見表明とか居場所づくりなどの具体的なことを書いておかないと、子どもの権利条例を制定しても、進んでいかないのではないかなと思います。

(北島係長)

子ども会議などは、札幌市でも設けていることは承知しております。

良い取組であると思う一方で、札幌市の担当の方のお話などを聞くと、人を集めるのに苦慮をしているなど、実際にはなかなか難しい面もあるのかなと思っております。

(鈴木委員)

第13条の条文の最後の部分のところですが、これは、適切な「支援」ですか、それとも「対応」でしょうか。

「支援」というと、江別市は応援はするよ、というような形ですけど、これは適切な「対応」に繋がるようなど、もう一步踏み込んだ表現の方がよろしいのではないかと思います。

文言の使い方になりますが、「支援」だと少し弱いのではないのでしょうか。

(北島係長)

福祉的には支援という、具体的な取組を指しますので、あまり違和感はありませんでしたが、別の言葉に修正することは問題ありません。

(石塚部会長)

私は、このままでも特に問題ないではないかと思いますがいかがでしょうか。

【意義なしとの声】

(藤野委員)

第13条に書かれている「窓口を整備」というものは、後の第20条の相談員のことだと考えてよいのでしょうか。

それとも別もののでしょうか。

(北島係長)

相談体制の整備として考えているのは、相談しやすい窓口を整備するということで、まずは入口としての相談体制を想定しており、具体的な相談員の配置というよりは、色々な相談を受けやすい体制を作るという趣旨で、第13条は書いております。

(藤野委員)

子どもの権利相談員ではない窓口ということでしょうか。

(北島係長)

入口としての相談先ということで、その先には相談員がそれに対して色々なサポートしていくことを想定しておりますが、その前段の相談体制、入口の整備について、第13条では

規定をしております。

(藤野委員)

その相談しやすい窓口の整備というのは、どこにあたるのですか。

(北島係長)

具体的に考えているわけではありませんが、例えば他市の事例などを見ますと、電話などや、札幌市でのLINEでの相談など、そういったものがあるかと思います。

(藤野委員)

それは手段になるかと思いますが、そうではなくて、誰が受けるのか、どこに設置するのか、ということはどうでしょうか。

(北島係長)

それに関しましては、実際に受け付けをするのは、主として子どもの権利相談員になります。

(藤野委員)

ということは、第13条の窓口にいる相談員は誰かということ、第20条の子どもの権利相談員だという理解で合っているということでしょうか。

(北島係長)

基本的には、広く相談を受けたその先で、内容によっては、子どもの権利相談員が寄り添っていくということになるかと思いますが、全てが子どもの権利相談員となるのか、そこも含めて検討が必要かと思います。

(藤野委員)

子どもの権利相談員が全ての相談にずっと携わるかどうかはその内容に寄るとは思いますが、受け付けるのは子どもの権利相談員だという理解でよいでしょうか。

例えば、いじめ重大事態だとしたらまた別のところへ行くかもしれませんが、まず相談を受け付けるというところ、最初にそれを受け付ける人は、子どもの権利に関わることでの相談窓口を置いて、そこには子どもの権利相談員がいて、子どもの相談を受け付ける、そしていじめ以外ですごく重大な事態であれば、救済委員会・救済委員になるけれども、まずは最初のパーツとしては、子どもの権利相談員が相談を受ける窓口を整備するというのが第13条に書かれていて、その窓口に誰がいるのかとなると第20条に書かれている子どもの権利相談員だという理解でよいでしょうか。

(北島係長)

お見込みのとおりです。

(金子副部長)

その第13条のところですが、子どもの権利相談員は、救済委員会の職務の遂行を補佐するために設けられているものなので、窓口になるのはおかしいのではないかと思います。

順序がおかしくなってくるので、まず相談を受けるといふ人という意味での存在なので、先ほどの資料でもいただいていた各種相談業務の体系イメージというところでは、市長部局というところに書かれていて、その中に、子どもの権利相談員、子育て支援課職員と書かれているので、ここの人達が窓口なのかなとイメージをしていました。

でも、今のお話で、子どもの権利相談員だということであれば、第20条と合わなくなってしまうのと、これから議論する第5章のところと繋がらなくなってしまうので、少し矛盾

してしまうのではないかなと思います。

そのため、ここでいう第13条の相談に乗る窓口というのは、相談員ではなくて、あくまで市の方になるのではないかなと思いますが、ここが曖昧のままだと、誰が何をやるのか分からなくなってしまいますので、今答えが出ないのかもしれないですけども、ちゃんと決めていかなければいけないのかなと思います。

(北島係長)

第13条については、受け付ける入口を整えるという趣旨であり、誰が相談を受けるかということまで規定する必要がないと思っておりましたが、分かりづらさもあったかと思うので、いただいたご意見を踏まえて、内容を整理したいと思います。

(齋藤委員)

子どもの意見表明等の第14条にある子どもが「意見を表明する機会を確保」とは、どういうことをしようと考えているのでしょうか。

(北島係長)

具体的な取り組みについて現状まだ考えてはおりませんが、例えばワークショップなども想定されるかと思います。

(齋藤委員)

子どもの参加と意見表明という権利を謳っていて、想定されるのがワークショップだけというものの寂しいのかなと思いますので、ワークショップなどは限定的になるため、意見表明の機会というものをもう少し詰めて、具体的なものがあるといいのかなと思いました。

(北島係長)

具体的な意見表明の機会についてはこれから検討していきたいと思います。

色々いただいたご意見も踏まえ、どうしたら子どもが意見表明できるのかというのは、難しい問題かなとは思いますが、より具体化していかなければならないと考えているため、今後の課題として検討していきたいと思います。

(石塚部会長)

他にはいかがでしょうか。

なければ本件を終わりにいたします。

ここで、2時間半を経過しましたので、一度休憩を挟みます。

『第5章（子どもの権利救済委員会）』について

(石塚部会長)

では、再開します。

「第5章」について、事務局より説明願います。

(北島係長)

第5章の変更点について、ご説明いたします。

資料3の4ページ、資料4の10ページをご覧ください。

前回の部会において、救済委員会に対するご意見を多数いただいたことから、大幅に変更を行っております。

まず、第17条第2項の但し書き以降については、前回の素案で「いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態については、取り扱わないものとする」としておりました。

た。

しかし、この表現が「いじめ全般を取り扱わない」ように受け取られてしまったため、金子副部長のご意見などを踏まえ、「調査を行うことが適当でない場合として規則で定める要件に該当するときは、調査を行わないものとする」と修正いたしました。

なお、この「調査を行うことが適当でない場合」については、別途規則で定める予定であり、考えられる例を解説の11ページに記載しております。

内容については、

- ・裁判所の判決や行政機関の裁決が既に行われた事案、または係争中の事案
- ・議会への請願または陳情を行っている事案
- ・救済の申し立ての原因となった事実の発生日から3年を経過している場合
- ・子どもまたは保護者から同意が得られない場合。ただし、本人の状況を踏まえ同意が不要と認められる場合を除く
- ・いじめ防止対策推進法に基づき重大事態として既に調査等が行われている場合
- ・虐待やDVのケースで、すでに別の機関による対応が開始されている場合
- ・その他、調査を行うことが適当でない場合

としております。

基本的な考え方としては、他の自治体の先行事例を参考にし、既存の仕組みで対応している案件との重複を避けるため、救済委員会の対象外とする整理を行っております。

次に、第17条第6項に委員の解任規定を設けました。前回の部会で鈴木委員よりご意見をいただき、その後他市の事例を参考にしながら新たに規定を加えております。

具体的には、心身の故障により職務が遂行できない場合や、職務上の義務違反、その他委員としてふさわしくない行為が認められる場合には解任できることとしました。

続いて、第18条については、救済委員会の職務の一つである第17条第2項第3号の「市長に対し必要な措置を講ずることを求めること」に対する市長の対応を明確化したものです。

具体的には、救済委員会の求めを尊重し必要な措置を講じること、さらにその結果を救済委員会に報告することを規定しております。

第19条は、救済委員会が行う調査等に強制力を持たせるための規定となります。

第1項では市の機関に対して義務付けを行い、第2項では市の機関以外の子ども関係施設に対して努力義務を課しております。

最後に、第20条については、当初より相談員の配置を予定しておりましたが、前回の部会の意見を受けて、その配置を明確化するとともに、権利侵害があった際にいきなり救済委員会に関わる印象を和らげるため、新たに規定を設けております。

説明は以上となります。

(石塚部会長)

事務局から説明がありましたが、委員の皆様から質問などがございましたら、お願いします。

(齋藤委員)

前回鈴木委員が発言されていた「ふさわしくない行為」という部分の説明について、他市にならってということでしたが、解説の中でもしっかり書いてあるほうがいいと思います。

(北島係長)

記載するようにいたします。

(藤野委員)

質問ですが、子どもの権利相談員は救済委員会のメンバーなのでしょうか。

(北島係長)

そのようには考えておりません。

(藤野委員)

2つ目の質問ですが、子どもの権利相談員はまず相談を受ける役割を担うという理解でよろしいでしょうか。

その受けた相談については、救済委員会の委員と共有し、「これは救済委員会で扱うべき案件である」と救済委員会が判断するという関係でしょうか。

(北島係長)

そこまでは想定しておりません。

基本的には、まず入口として子どもの権利相談員が相談を受け付け、そこで解決可能なものについてはその場で解決する想定です。

その中で、例えば本人が救済委員会に申し立てたいという意向がある場合や、子どもの権利相談員がその内容について救済委員会に相談したほうがよいと判断した場合には、本人に救済委員会への申し立てを促すことなどにより、救済委員会に案件があがることになると思います。

したがって、すべての事案を救済委員会と共有するわけではないと考えております。

(藤野委員)

そうすると、救済委員は、相談員が「これは救済委員に知らせるべきだ」と判断したものについてのみ認識するというのでしょうか。

(北島係長)

相談員の判断やもしくは本人の申し立てにより認識するものと考えております。

(藤野委員)

その場合、相談員の責任というのはかなり重くなることと、相談員の専門性もかなり高いものが求められるということになりますよね。

(北島係長)

そうなると思います。

(藤野委員)

直接条例の条文とは関係しないため今後の課題となりますが、その業務をどの立場の職員に任せるのか、一人に任せるのかなど、詳細に詰めて議論した方がよいと感じました。

また、第17条第2項にある「規則」とは具体的に何を指しているのでしょうか。

(北島係長)

条例とは別に市の条例の詳細を定める規程として設ける予定のものになります。

(藤野委員)

後ほどで構いませんが、「規則」とは何の規則を指しているのかについて、市の内部規定など、もう少し分かりやすい説明があったほうがよいと感じました。

また、第17条第7項では救済委員の守秘義務が記載されており、これは必要な事項だと思いますが、併せて子ども権利相談員についても同様に守秘義務を明記すべきではないかと

考えます。

さらに解説の部分で、細かい点になりますが、11ページの赤字で書かれている第17条の説明④について、「子ども又は保護者の同意が得られないとき」という表現は、「子ども又はその保護者以外の者からの申し立てがあった場合において」という意味でよろしいでしょうか。

子どもや保護者自身が申し立てを行っている状況で同意が得られないというのはどういう事態か疑問に感じました。

したがって、「子どもや保護者以外から申し立てがあり、調査を行おうとした際に、子どもや保護者からその調査の同意が得られない場合」という理解でよろしいでしょうか。

(北島係長)

そのとおりです。

(藤野委員)

少しまた加えていただいた方がいいのかなと思いました。

(金子副部長)

先ほど話に出ていた救済委員の詳細の関係で、規則というところが少し分からないのですが、この条例というのは、細則は作られるのでしょうか。

そこに、救済委員会はこういう人を選びますとかこういうことをしたら解任しますとか、そうしたことが書かれるのでしょうか。

その方が本則ではなく細則なので、変えやすくてよいのかなと思いますが、その辺りのところがどうなのか教えてください。

(金子部長)

先ほどの藤野委員のご発言とまとめた回答となりますが、条例というのは、細かいところまで何もかも書くと、ごちゃごちゃになってしまうため、割と一般的に条例があるとその下に施行規則というものを作ります。

先ほど藤野委員からご質問のありました規則とはどういうものなのでしょうかというのは、子どもの権利条例施行規則というものがその下にできるイメージで、今、金子委員が言われた細則というのがその施行規則にあたります。

ですので、調査を行うことが適当でない場合などは、施行規則の中に書かれることとなります。

あるいは、もしかしたら、その下のさらに細かい内規みたいなものになるかもしれません。

法令知識的なことを言いますと、規則というものもきちんと外部に公表されるもので、議会の議決はいりませんが、市長が定めて、きちっと外部に公表されるものとなります。

マニュアル的なものじゃなくて、きちんと法令に位置付けられるものです。

細かい部分については施行規則に委任するという、そういう上下関係になっています。

(鈴木委員)

解説の11ページ、第17条の説明の③にある「3年を経過」というのは一般的なのでしょうか。

救済の申立ての原因となった事実のあった日、ということは、事が起きた日ということだと思いますが、例えば、4年目のところで、子どもが「実は学校でこういうことがあって、こういうことをやられた」とかいうことを保護者に相談し、保護者が相談員なり、その相談

員から救済委員会になりに入ったときに、その事実が3年経過している場合は、それは「もう扱わない」という意味だと思いますが、この3年というのは一般的なのでしょうか。

(北島係長)

3年というのが、一般的かどうかというところは、明確にはお答えできません。

期間を考えなければならないというところで、現状は他市を参考としたものとなっております。

3年ではなくてはならないということではありませんので、そこはまた別に考えていかなければならないと思います。

(鈴木委員)

ここは規則ということで、また別途議論されていくと思いますので、意見として言わせていただきました。

それと④のところですが、子ども又は保護者の同意が得られないときというのは、第三者から意見の申し出があり、子どもや保護者などの当事者から同意を得られないときは調査ができない、という意味ですよね。

子どもや保護者が原因であるということが、その第三者から、その人ですよと、言っているにも関わらず、その本人が、「いや、私は関係ない」ということで認めなければ、それは、それ以上は立ち入れないという、そういう意味でしょうか。

(北島係長)

原則は、やはり救済委員会に諮るかどうかというのは、当事者の同意が必要だと思いますが、相談員が子どものおかれている状況からやはり必要性があるというような場合には救済委員会に諮ることも必要だと思いますので、括弧のただし書きのように書かせていただきました。

したがって、原則は同意が必要です、ただそうでない場合もある、ということになるかと思えます。

(鈴木委員)

第20条ですが、相談員を置くということで、その定義という部分についてですが、先ほどの救済委員については、第17条のところ、規定を定めるということでしたが、この相談員については別途規定を定めるとか、何か条文に入れなくてもよろしいのでしょうか。

(北島係長)

先ほどの議論の中でもどういう方がよいのかなどの部分はすごく重要であるのご意見もありましたので、ここについても規則の中で書くのがよいのか、新たに項立てするのかなどについては、考えたいと思います。

いずれにしても、そういったことが分かるようにはしたいと思います。

(鈴木委員)

最初にいただいた資料5のイメージ図のところですが、さきほどの議論を重ねていくと、このイメージ図の相談員や子育て支援課職員からの矢印や窓口相談という窓口のところが、第4章でいう第13条のところの窓口とか、そこら辺のところ、色々と皆さんのご意見やご回答などを伺っていると、少し違うような形なので、このイメージ図というのが変わってくると理解してよろしいのでしょうか。

先ほどの話では、相談員から救済委員へ直接はいかないとか、いくとかの話があったりですとか、窓口とはどういう窓口ですかとか、その辺のところは、これでいくと窓口とは相談

員のところの窓口であるなど、イメージ図が少し変わってくるのかなと思いました。

(北島係長)

いただいたご意見などからそれほど修正がないようにも思いますが、必要に応じて直したいと思います。

あくまでもイメージとして作っておりますので、正確ではない部分があることをご承知おきいただければと思います。

(鈴木委員)

ここにいる委員の皆さんは、議論を重ねて内容を理解し、「こういうことだろう」と考えていると思います。

ですが、市民の方が見ると、「これはこういう意味で、矢印がこう動くからこうなるのだ」と理解する人が多いと思います。

ですので、市民の方が見て、子どもたちの状況やいじめ問題を中心とした流れが誤解されず、条文の内容とイメージ図の内容が一致していることがとても重要だと思いますので、そうした齟齬が生まれないように、ぜひ配慮をお願いしたいと思います。

つまり、この条文は私たち委員だけが納得すればよいものではなく、市民の皆さんが見て、子どもたちの状況の流れを理解できるものでなければなりませんので、それには条文の内容とイメージ図がしっかりリンクしている必要があります。

先ほど議論した内容に矛盾やズレがないよう、イメージ図についても見直していただければと思います。

(金子副部長)

相談したい本人から受けましたとなったときに、色々な窓口がありますが、これは連携をするということが書かれています。

これは、誰が主体となっていくのでしょうか。

新たに設ける子ども権利相談員なのか市長部局というところでやっていくものなのか、といったところを知りたいというのがまず1点です。

連携するところで色々書かれています。その人たちが窓口になっていくとは考えにくいので、どこかがやっていくことになると思います。

あんまりたらい回しになると、相談する方も疲れてしまうかと思いますが、やはりどこかがやっていくことになると思います。

今相談先が色々あるのはいいんですけども、その後本人と窓口になって相談に乗っていくのは一体誰なのかということが分からないので、その辺の仕組みが分かるようにしないとけないのかなと思います。

(北島係長)

子どもの権利相談員に相談があった場合、相談員だけで解決できるものばかりではなく、内容によっては専門的な機関に繋げたりすることも必要になってくることなどが想定されます。

子どもの権利相談員は、相談役だけではなくて、関係先を繋ぐサポートなども重要な役割として考えております。

相談者を中心として、色々な人が関わり合いながら、その問題の解決に努めていくということが重要であって、今回で言うと、子どもの権利相談員が、その中心的な役割を担うものと考えております。

(金子副部長)

そうすると、体系イメージの下に、虐待関係、就労・生活関係、その他と色々な機関が書かれています。この人たちに対しても周知活動をするということではよいですか。

こういう相談を受けたときには、子どもの権利相談員に連絡するように、というような働きかけを行っていくのでしょうか。

(北島係長)

入口がどこであろうと、相談した先で解決できるものもあり、子どもの権利相談員に何でも相談しなければならないということではないと思いますので、その案件によって、子どもの権利相談員の役割が必要な場合には、連携先としてありうると思います。

(金子副部長)

もちろん全部の問題について、何もかもが子どもの権利相談員に行くとは思っていませんが、それぞれのところで特有の相談というものがあるので、ここはいいと思いますが、子どもの権利に関わる部分の相談があったときには連絡するようにということを決めて、子どもの権利相談員が中心になっていく動きになるという理解でよいでしょうか。

(北島係長)

そういうことになろうかと思えます。

(気境課長)

連携を図るという面で考えますと、イメージ図の下にあるような相談窓口が、そもそも子どもの権利相談員のことを知らないということになると連携も図れませんので、これから子どもの権利条例が出来ましたら、当然、市としてこういう条例を作りましたと周知していきます。

そしてその中で、こうした相談員がいますということについても、周知をしていくことになるものと考えております。

(高橋委員)

コーディネートもするという事で間違いありません。

その他に、SNSなどで相談があった場合、それに回答するという軽い事案であったらそういうこともするという事でいいですね。

少し細かい話になりますが、さきほど札幌市のLINEの話がありましたが、この数字を見ても相談の8割がLINEという結果を見ても、やはりこれは必要かなというように思いました。

ただLINEは、相談がありました、もしその相談が夜中だったらすぐ返事は返せない、なので、それについては何らかのシステムを考えていかなければならないと思うことと、最悪の事態を想定したとき、そのLINEで何か相談があったとする、そしてそれにすぐ答えなかったとする、そうしたとき、とっても怖いなと思いました。

それに返答しなければならぬ方の立場のものが、困ったことになるのではないかなと思ったりもします。

ですので、最悪のことを想定していたら何ごとも動けないかなとも思いますが、そういうことも想定してシステムを考えたほうがいいかなと思いました。

(北島係長)

LINEにしるメールにしる相談受付をした場合、それにすぐ回答しなければならないかどうかまた別の問題かと思えます。

きちんと回答はすることを事前にお伝えをした上で実施するなどのやり方はあるかなと思います。

現実問題として24時間の相談受付体制を整備することもかなり難しいと思いますので、どのようなことが可能なのか検討していく必要があるかと思います。

(齋藤委員)

2点あります。

子どもの権利相談員もしくはそれに準ずる人というか、資格のある人で、巡回相談を江別市で実施してほしいなと思います。

子どもに焦点を絞った巡回相談があるといいなと思いました。

第三期の江別市子ども・子育て支援事業計画のパブコメの中で意見があり、子どもがいる教育機関とか施設を訪問して、権利が守られているか相談を拾い上げるシステムを作ってほしいとかがあり、これは巡回相談のことを指すのだと知りました。

件数としては、メールだったりLINEだったりには及ばないかもしれませんが、児童館だったりそういったところに行って、自分がヤングケアラーであることに気付かないとか、被害にあってるという意識がなかったりとか、そこを拾い上げるためには、図面の下の矢印では、待っているだけでは駄目でないかなと思っていて、できればこの権利相談員と子どもの間に矢印が相互につくような関係を目指してほしいという点で、巡回相談は件数だけではなく拾い上げるという点でも大事なのではないかなと思います。

あと1点、資料5の附属機関の性格というところですが、この権利救済委員会は、市長部局の附属機関となっていて、図面で見ても子育て支援課の中に属するものということですが、これを他の市にならって、第三者機関にして、市の組織から独立することというのはできないのでしょうか。

というのは、相談とかの中でも、教育委員会と繋がっているところに、権利のことなどを話すことに不安があるという声もアンケート等の中にもあったりしました。

やはり中立性ということを考えてときに、第三者機関にすることは難しいのでしょうか。

(北島係長)

第三者機関にすると、何がよいということになるのでしょうか。

(齋藤委員)

市の組織から独立しているということと、調べたところ、勧告権を持っているということで、調査の結果とか、必要があると認めてもらえる場合、市長や教育委員会などの関連機関に対して是正措置を取るよう勧告できるということで、市の組織から独立して中立性があるということを学びました。

図面で見ると、教育部局と福祉部局の2つの円がありますが、例えば学校とか先生に対しての問題について相談したいと思ったときに、ハードルが高いという意味では同じ大きい円の中の組織になってしまうのかなと思って、他の市に倣って、やっている内容が変わらないのであれば第三者機関にすることはできないのかなと思います。

(北島係長)

いずれにしても、事務局は誰かが担わなければならない、その役割はどうしても市長部局である子育て支援課が担うことになると思われれますので、完全に独立させることは全体として難しいかもしれません。

また、巡回相談については実際の運用の問題となりますので、今後検討してまいります。

(金子部長)

今、齋藤委員からありました第三者機関的なものをどのように規定するかですけれども、例えばこの子ども・子育て会議も完全に第三者のみで構成していて、市の職員は事務を担う事務局として存在しているだけです。市長の意向を実現してもらおう機関ではありません。

それと同じような形で子どもの権利救済委員会をそのように規定にして、委員は全て第三者が入る、市の職員はこの委員に入らない、という形で独立性は担保できるのではないかなと思っています。

それと、市に対して勧告するというのは、例えば、第17条の第2項の1(3)において、市長に対して必要な措置を講ずることを求める、これが勧告にあたるのではないかと思います。もう少し違う言葉使いにした方がいいとか、強く書いた方がいいということであれば、若干ここは工夫の余地があるのかもしれませんが、基本的には、市の意向に添う必要がない救済委員会だというように考えて、我々はこれを作っています。

(石塚部会長)

さきほどのアウトリーチで相談員がまわるところでは、恐らく色々な場所があるのかなと思います。

学校などでも相談を受けたりということで、教育委員会でも行われているのかなと思いますが、何かこういうやり方がいいのかなというものがもしあれば、いかがでしょうか。

(水口教育支援課長)

小中学校では、様々な支援策を講じておまして、例えば、小学校の全校に心の教室相談員を配置しているほか、小学校・中学校にスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを派遣して相談支援を行っております。それ以外の教育委員会が所管しない外部の方が学校に巡回相談を行うことについては、こういった条例に必要な規定を盛り込んで取組を推進していくことは可能ではないかと思っています。

(石塚部会長)

他にはいかがでしょうか。

なければ本件を終わりにいたします。

『第6章(施策の推進)』について

(石塚部会長)

次に、「第6章」について、事務局より説明願います。

(北島係長)

第6章の変更点について、ご説明いたします。

資料3の5ページ、資料4の12ページをご覧ください。

まず、第21条第1項において、「行政の担当や役割を超えて」と「総合的に」という文言を追記しました。

条例上、「市は」と記載している場合、子ども家庭部だけでなく教育委員会を含む市のすべての組織を指しておりますが、前回の部会で教育と福祉の連携など分野を超えた取組が必要というご意見を頂戴しました。

これを受けて、その趣旨を明確化するため追記しております。

次に、第21条第3項については、鈴木委員より第2項で規定している子ども・子育て会

議への報告などの対応が明確でないとのこと指摘を受け、説明を追加いたしました。
説明は以上となります。

(石塚部会長)

事務局から説明がありましたが、委員の皆様から質問などがございましたら、お願いします。
なければ本件を終わりにいたします。

3 その他

(石塚部会長)

次に、次第の3「その他」に移ります。
委員の皆様から何かございますか。

(鈴木委員)

さきほどの第2章の子どもの権利のところ、色々議論がありましたが、第4条から第8条のところ、大澤先生からも3つほどパターンのご説明がありましたが、これを各委員が、こういう形というものを事務局の方に作ったものを事前にまず出すということでしょうか。
もしそうであれば、ここの第2章の皆さんの議論された内容の部分の文字起こしの議事録だけを事前に送っていただかないと、誰がどういう話をされたのか記憶していないため、それをもらったうえで各委員が、いつまでに事務局に出さないといけないのかとか、そこら辺のスケジュールを後ほどでもいただけるものなのか、流れだけを確認させてください。

(北島係長)

議事録については整理する前の文字起こししたものであればすぐにでも送付できますので、そちらでご確認いただければと思います。
様式とか期日等については、こちらから改めてご連絡させていただきたいと思います。

(齋藤委員)

3つの内容のどのタイプでも、それぞれ自分のものを提出するというのでしょうか、それとも、どのタイプにするかも含めて好きなようにするというのでしょうか。

(北島係長)

好きなようにということをお願いできればと思います。

(石塚部会長)

3つの形にこだわることなく、こういう形で自分で考えたというものを提出ということと、併せて第3章のそれぞれの役割等についてもご意見をいただくということによろしいでしょうか。
それでは他に、委員の皆様から何かございますか。
なければ、事務局から何かございますか。

(北島係長)

私から、今後の予定について、ご説明申し上げます。
当初は全3回で、今回が2回目で次回が最後と考えておりましたが、果たしてそれでまとまるかどうかというところは、本日の皆様の活発なご議論等の状況を踏まえると、少し検討が必要かとも思っております。
一応の予定では、次回4月に第5回目の部会の開催し、これが最後の部会になることを想

定しております。

以上、よろしくお願いいたします。

(石塚部会長)

委員の皆様、よろしいでしょうか。

それでは本日予定していた議事は、全て終了いたしました。

4 閉会

(石塚部会長)

以上をもちまして、第4回子どもの権利条例検討部会を閉会いたします。

皆様、お疲れ様でした。